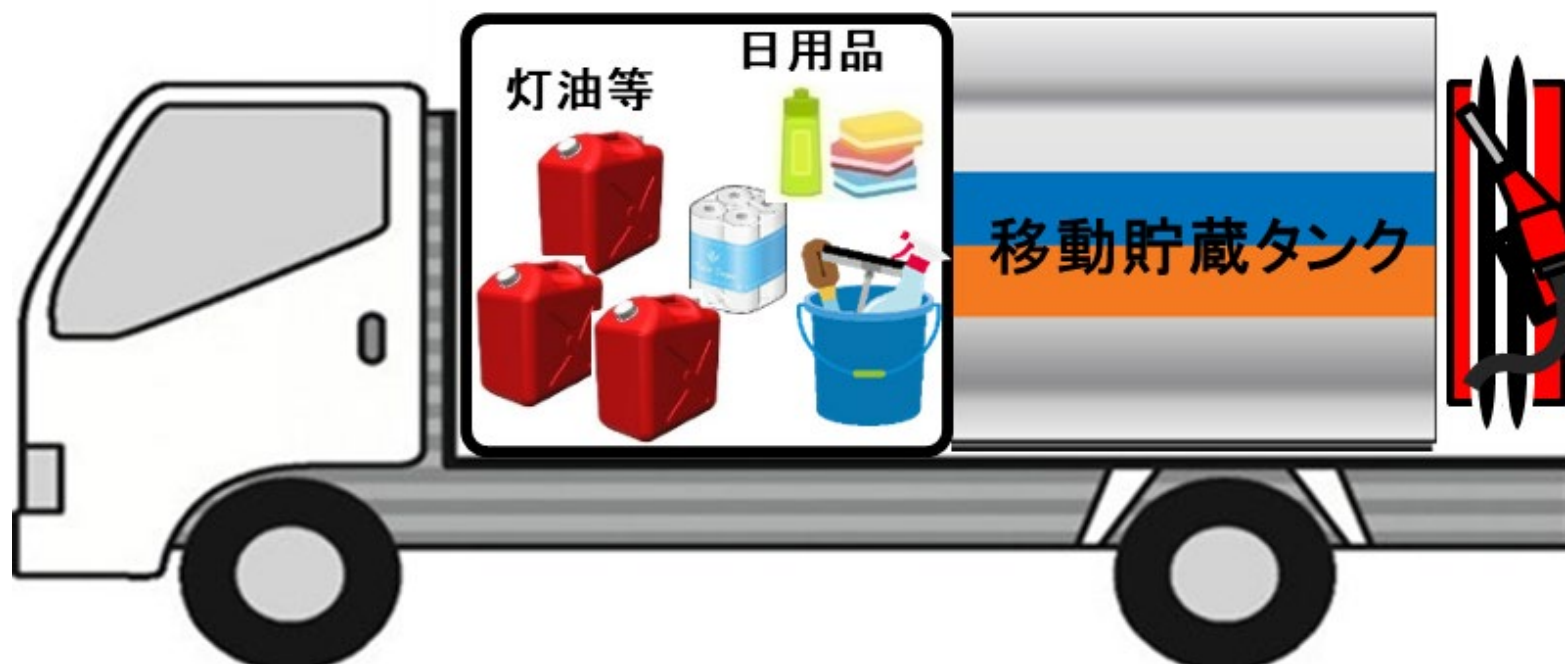


＜危険物と日用品の巡回配送のイメージ＞



～村民主体の一般社団法人によるSSの継承～

①経緯

- 村内唯一のSSは社長夫婦で経営してきたものの、高齢による体力低下に加えて後継者がいないことから、平成28年7月に年度内の廃業を決めた。
- 危機感を抱いた川上村が、奈良県石油商業組合や全国石油商業組合連合会の協力を得て協議会を立ち上げ、SSの存続のための方策を検討した結果、SSを公共施設として位置づけ、村民主体の一般社団法人「かわかみらいふ」が運営を引き継ぐこととなった。

②取組内容

- かわかみらいふは、村民15名を雇用し、地元企業の吉野ストアと連携した移動スーパー事業、ならコープと連携した日用品・生活雑貨等の宅配事業等の買物弱者支援を手がけている（内閣府の地方創生加速化公布金を活用した事業）。
- SS施設は元所有者が村に無償で譲渡し、社長夫婦は当面の間、新スタッフのサポートをしている。平成29年4月3日に公営SSとして営業を再開した。

<引き継いだSS>



<日用品の宅配事業の様子>



【検討の進め方】

過疎地域等におけるニーズ等の実態を把握（関係団体からの聴取等により）したうえで、モデル検証を実施し、必要な安全対策について検討

【主な（具体的な）検討事項】

- 配送に相当と考えられる危険物の種類・品名（ガソリン・軽油・灯油等）及びその数量について
- 配送される日用品等についての具体的な事例等について

【書面審議概要】

委員	事務局
配送に用いる車両（危険物運搬車両、危険物移送車両、その他）の別について不明確	危険物を積載する部分等運搬に関する事項については、現行基準で対応可能。 主に移送（特にミニローリー）について検討
危険物の積載部分と日用品等の積載部分との区画方法や消火器の積載等についての検討が必要	日用品等を積載するスペースのあり方等の検討が必要
巡回配送だけでなく、巡回販売についての検討も必要	巡回配送と巡回販売については危険物保安上は違いがないことから併せて検討
過疎地域の特性を考え、その特性に合う制度及び必要とされる量について考慮が必要	関係省庁と連携し、幅広く情報収集に努める
過疎地等におけるニーズ等の実態把握について	先行事例やモデル実証を踏まえるとともに、様々な意見をいただきたい

危険物と日用品の巡回配送について

移動タンク貯蔵所や各市町村の火災予防条例に基づく指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクのうち車両に固定されたタンク（以下「移動タンク」という。）において危険物を貯蔵し、又は取り扱う（移送する）場合、不必要な物件を置かないこととされており、当該危険物施設における物件の必要性の有無については、当該施設の性格から合目的に判断すべきと解されている。（※逐条解説危険物政令）この考え方に照らせば、危険物と日用品の巡回配送は、物流を担うタンクローリーの目的に合致していると考えられる。

また、携行缶やドラム缶等の容器に入れて危険物を運搬する場合は、消防法令上の運搬の技術基準が適用され、第一及び第六類の危険物並びに高圧ガス等の一部の物品を除き、他の可燃物と混載して運搬すること自体は禁止されていない。

過疎地域等において、燃料供給を担う人材が不足している場合には、地域運営組織やNPO法人等の事業主体が、他の日用品とともに危険物を巡回配送することにより配送効率性を高め、車を持たない高齢者等に対して生活に必要な燃料を供給することにより、過疎地域における燃料供給維持方策として効果的と考えられる。

これらを踏まえ、危険物と日用品との巡回配送について、具体的な配送方法や危険物保安上の留意点等、必要な安全対策について検討が必要である。

危険物と日用品の巡回配送に伴う影響

<期待できる効果(メリット)>

- 生活に必要な日用品と燃料(危険物)を同時に配達することにより、配送効率を高め、過疎地域における移動手段を持たない高齢者等に対して、生活に必要な日用品及び燃料を効率よく供給できる燃料供給維持方策として期待

<想定される課題・リスク(デメリット)>

- 移動タンク及び容器入り危険物と日用品を同時に積載する場合における危険物保安の確保
- 新たに日用品等を積載するスペース等が必要

＜検討における巡回配送のイメージ＞

日用品



移動タンク

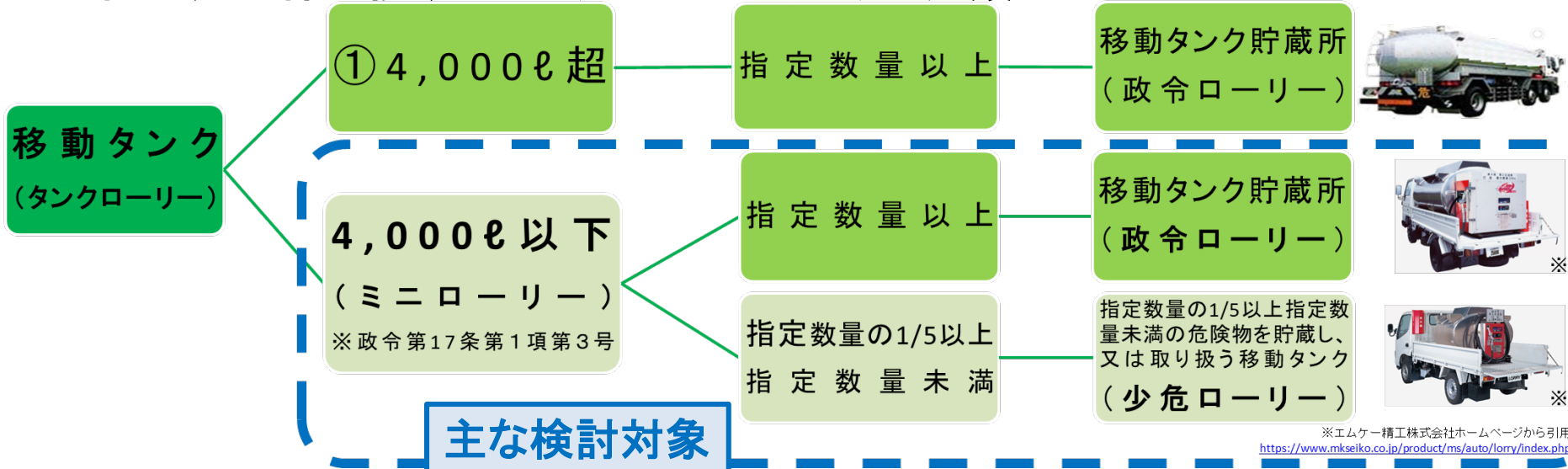


※エムケー精工株式会社ホームページから引用
<https://www.mkseiko.co.jp/product/ms/auto/lorry/index.php>

灯油等



＜巡回配送に係る移動タンク(タンクローリー)の分類＞



<移動タンク（移送）に係る消防法令上の関係規定>

【消防法（抜粋）】

〔危険物の移送〕

第一六条の二 移動タンク貯蔵所による危険物の移送は、当該危険物を取り扱うことができる危険物取扱者を乗車させてこれをしなければならない。

【危険物の規制に関する政令（抜粋）】

（通則）

第二四條 法第十条第三項の製造所等においてする危険物の貯蔵及び取扱いのすべてに共通する技術上の基準は次のとおりとする。

四 製造所等においては、常に整理及び清掃を行うとともに、**みだりに空箱その他の不必要な物件を置かない**こと。

十一 危険物を容器に収納して貯蔵し、又は取り扱うときは、その容器は、当該危険物の性質に適応し、かつ、破損、腐食、さけめ等がないものであること。

十二 危険物を収納した容器を貯蔵し、又は取り扱う場合は、みだりに転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずる等粗暴な行為をしないこと。

（貯蔵の基準）

第二六條 法第十条第三項の危険物の貯蔵の技術上の基準は、前二条に定めるもののほか、次のとおりとする。

一 **貯蔵所においては、危険物以外の物品を貯蔵しないこと。**ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。

【危険物の規制に関する規則（抜粋）】

（危険物以外の物品の貯蔵禁止の例外）

第三八條の四 令第二六條第一項第一号ただし書の総務省令で定める場合は、次のとおりとする。

二 次に掲げる危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所、地下タンク貯蔵所又は移動タンク貯蔵所（以下この号において「屋外タンク貯蔵所等」という。）において、それぞれ当該屋外タンク貯蔵所等について定める危険物以外の物品を当該屋外タンク貯蔵所等の**構造及び設備に悪影響を与えないよう貯蔵**する場合

イ 第四類の危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外タンク貯蔵所等 **合成樹脂類等若しくはこれらのいずれか若しくは法別表第一第四類の項の品名欄に掲げる物品を主成分として含有するもので危険物に該当しない物品又は危険物に該当しない不燃性の物品（貯蔵し、又は取り扱う危険物若しくは危険物以外の物品と危険な反応を起こさないものに限る。）**

【火災予防条例（例）（抜粋）】

（指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準）

第三〇條 法第九条の四の規定に基づき危険物の規則に関する政令で定める数量（以下「指定数量」という。）未満の危険物の貯蔵及び取扱いは、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

二 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、常に整理及び清掃を行うとともに、**みだりに空箱その他不必要な物件を置かない**こと。

四 危険物を容器に収納して貯蔵し、又は取り扱うときは、その容器は、当該危険物の性質に適応し、かつ、破損、腐食、さけめ等がないものであること。

五 危険物を収納した容器を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、みだりに転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずる等粗暴な行為をしないこと。

六 危険物を収納した容器を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、**地震等により、容易に容器が転落し、若しくは転倒し、又は他の落下物により損傷を受けないよう必要な措置を講ずること。**

①移動タンク（移送）及び容器入り危険物（運搬）に係る整理

<容器入り危険物（運搬）に係る消防法令上の関係規定>

【消防法（抜粋）】

〔危険物の運搬基準〕

第一六条 危険物の運搬は、その容器、積載方法及び運搬方法について、政令で定める技術上の基準に従ってこれをしなければならない。

【危険物の規制に関する政令（抜粋）】

（積載方法）

第二九条 法第一六条の規定による積載方法の技術上の基準は、次のとおりとする。

三 危険物は、当該危険物が転落し、又は危険物を収納した運搬容器が落下し、転倒し、若しくは破損しないように積載すること。

六 危険物は、総務省令で定めるところにより、**類を異にするその他の危険物又は災害等を発生させるおそれのある物品と混載しないこと。**

七 危険物を収納した運搬容器を積み重ねる場合においては、総務省令で定める高さ以下で、総務省令で定めるところにより積載すること。

（運搬方法）

第三〇条 法第一六条の規定による運搬方法の技術上の基準は、次のとおりとする。

二 指定数量以上の危険物を車両で運搬する場合には、総務省令で定めるところにより、当該車両に標識を掲げること。

三 指定数量以上の危険物を車両で運搬する場合において、積替、休憩、故障等のため車両を一時停止させるときは、安全な場所を選び、かつ、運搬する危険物の保安に注意すること。

四 指定数量以上の危険物を車両で運搬する場合には、第二〇条に規定する消火設備のうち当該**危険物に適應するもの（消火器）を備えること。**

【危険物の規制に関する規則（抜粋）】

第四三条 令第二八条第二号の総務省令で定める運搬容器の構造及び最大容積は、次の各号に掲げる容器の区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、専ら乗用の用に供する車両（乗用の用に供する車室内に貨物の用に供する部分を要する部分を有する構造のものを含む。）により引火点が四〇度未満の危険物のうち告示で定めるものを運搬する場合の運搬容器の構造及び最大容積の基準は、告示で定める。

（危険物と混載を禁止される物品）

第四六条 令第二九条第6号の規定により、**危険物と混載することができない物品**は、次のとおりとする。

一 別表第四において、**混載を禁止されている危険物**

（**※第四類は第一類及び第六類との混載を禁止 ※指定数量の1/10以下の危険物については、適用しない。**）

二 高圧ガス保安法第二条各号に掲げる**高圧ガス（告示で定めるものを除く。）**

（運搬容器の積み重ね高さ）

第四六条の二 令第二九条第七号の総務省令で定める高さは、三メートルとする。

2 令第二九条第七号の規定により、危険物を収納した運搬容器を積み重ねる場合は、当該容器の上部にかかる荷重が当該容器の上に当該容器と同種の容器を積み重ねて前項の高さとしたときにかかる荷重以下としなければならない。

（標識）

第四七条 令第三〇条第一項第二号の規定により、**車両に掲げる標識は、○。三メートル平方の地が黒色の板に黄色の反射塗料その他反射性を有する材料で「危」と表示したものとし、車両の前後の見やすい箇所に掲げなければならない。**

<容器入り危険物（運搬）に係る消防法令上の関係規定（続き）>

【危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（抜粋）】

（専ら乗用の用に供する車両による運搬の基準）

第六八条の四 規則第四三条第二項に規定する危険物のうち、告示で定めるものは、ガソリン（自動車の燃料の用に供するものに限る。）とする。

2 規則第四三条第二項に規定する運搬容器の構造及び最大容積の基準は、次の表のとおりとする。

運搬容器の構造	金属製ドラム（天板固定式のもの）	金属製容器
最大容積（単位ℓ）	二十二	二十二

（危険物と混載が禁止されない高圧ガス）

第六八条の七 規則第四十六条第二号の告示で定める高圧ガスは次のとおりとする。

- 一 内容積百二十リットル未満の容器に充てんされた不活性ガス
- 二 内容積百二十リットル未満の容器に充てんされた液化ガス又は圧縮天然ガス（第四類の危険物と混載する場合に限る。）
- 三 内容積百二十リットル未満の容器に充てんされたアセチレンガス又は酸素ガス（第四類第三石油類又は第四石油類と混載する場合に限る。）

○火災予防条例（例）（抜粋）

第三条の二 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いのすべてに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。

2 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備のすべてに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所には、見やすい箇所に危険物を貯蔵し、又は取り扱っている旨を表示した標識（危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクのうち車両に固定されたタンク（以下「移動タンク」という。）にあっては、0.3メートル平方の地が黒色の板に黄色の反射塗料その他反射性を有する材料で「危」と表示した標識）並びに危険物の類、品名、最大数量及び移動タンク以外の場所にあつては防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設けること。

移送

危険物以外の不必要な物件を置かないことについて定められている

運搬

混載の禁止及び消火器の設置について定められている

移送・運搬が同時に行われるため、移送・運搬両方の安全性から検討が必要

消防法

移動タンク
（＝貯蔵・取扱い）

容器入り危険物
（＝運搬）

※参考【昭和63年1月8日付け消防危第1号 解説】

消防法の体系上、危険物規制は、「貯蔵・取扱い」と「運搬」に大別されており、貯蔵・取扱いの規定と運搬の規定とは、一の対象に同時にかかることのない排他的な関係にある。

車両に固定されたタンク（＝「移動タンク」）において危険物を運ぶ行為は「運搬」ではなく「貯蔵」「移送」と位置づけられている（法第10条第1項括弧書き）。

したがって「ミニローリー」の荷台に容器入りの危険物を積載し、合計で指定数量以上の危険物を運ぶ形態の行為は、少量危険物施設（「貯蔵所」以外の場所）において指定数量以上の危険物を「貯蔵することになり、法第10条第1項に違反する。」

※混載に関する制限等について、特段の規定はない
（危険性を考慮すると、混載に関する制限等について補足・整理する必要がある）

【危険物（第4類）と混載を禁止される物品（○：混載可、×：混載不可）】

	第1類	第2類	第3類	第5類	第6類	内容積120ℓ未満の容器に充てんされた不活性ガス	内容積120ℓ未満の容器に充てんされた液化ガス又は圧縮天然ガス	内容積120ℓ未満の容器に充てんされたアセチレンガス又は酸素ガス	高圧ガス保安法第2条各号に掲げる高圧ガス（左欄を除く）
第4類	×	○	○	○	×	○	○	○ （第3石油類又は第4石油類に限る）	×

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）

第二条 この法律で「高圧ガス」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 常用の温度において圧力（ゲージ圧力をいう。以下同じ。）が一メガパスカル以上となる圧縮ガスであつて現にその圧力が一メガパスカル以上であるもの又は温度三十五度において圧力が一メガパスカル以上となる圧縮ガス（圧縮アセチレンガスを除く。）
- 二 常用の温度において圧力が〇・ニメガパスカル以上となる圧縮アセチレンガスであつて現にその圧力が〇・ニメガパスカル以上であるもの又は温度十五度において圧力が〇・ニメガパスカル以上となる圧縮アセチレンガス
- 三 常用の温度において圧力が〇・ニメガパスカル以上となる液化ガスであつて現にその圧力が〇・ニメガパスカル以上であるもの又は圧力が〇・ニメガパスカルとなる場合の温度が三十五度以下である液化ガス
- 四 前号に掲げるものを除くほか、温度三十五度において圧力零パスカルを超える液化ガスのうち、液化シアン化水素、液化ブロムメチル又はその他の液化ガスであつて、政令で定めるもの

※指定数量の1/10以下の危険物については適用なし

＜危険物以外の物品に係る消防法令上の関係規定＞

【危険物の規制に関する政令(抜粋)】

(通則)

第二四条 法第十条第三項の製造所等においてする危険物の貯蔵及び取扱いのすべてに共通する技術上の基準は次のとおりとする。

四 製造所等においては、常に整理及び清掃を行うとともに、**みだりに空箱その他の不必要な物件を置かない**こと。

(貯蔵の基準)

第二十六条 法第十条第三項の危険物の貯蔵の技術上の基準は、前二条に定めるもののほか、次のとおりとする。

一 **貯蔵所においては、危険物以外の物品を貯蔵しないこと。**ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。

第二十九条 法第一六条の規定による積載方法の技術上の基準は、次のとおりとする。

六 危険物は、総務省令で定めるところにより、類を異にするその他の危険物又は災害等を発生させるおそれのある物品と混載しないこと。

【危険物の規制に関する規則(抜粋)】

(危険物以外の物品の貯蔵禁止の例外)

第三十八条の四 令第二十六条第一項第一号ただし書の総務省令で定める場合は、次のとおりとする。

二 次に掲げる危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所、地下タンク貯蔵所又は移動タンク貯蔵所(以下この号において「屋外タンク貯蔵所等」という。)において、それぞれ当該屋外タンク貯蔵所等について定める危険物以外の物品を当該屋外タンク貯蔵所等の**構造及び設備に悪影響を与えないよう貯蔵する場合**

イ 第四類の危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外タンク貯蔵所等 **合成樹脂類等若しくはこれらのいずれか若しくは法別表第一第四類の項の品名欄に掲げる物品を主成分として含有するもので危険物に該当しない物品又は危険物に該当しない不燃性の物品(貯蔵し、又は取り扱う危険物若しくは危険物以外の物品と危険な反応を起こさないものに限る。)**

(危険物と混載を禁止される物品)

第四六条 令第二九条第六号の規定により、**危険物と混載することができない物品**は、次のとおりとする。

一 別表第四において、**混載を禁止されている危険物**

(**※第四類は第一類及び第六類との混載を禁止 ※指定数量の1/10以下の危険物については、適用しない。**)

二 高圧ガス保安法第二条各号に掲げる**高圧ガス(告示で定めるものを除く。)**

【危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示(抜粋)】

(危険物と混載が禁止されない高圧ガス)

第六八条の七 規則第四十六条第二号の告示で定める高圧ガスは次のとおりとする。

一 内容積百二十リットル未満の容器に充てんされた不活性ガス

二 内容積百二十リットル未満の容器に充てんされた液化ガス又は圧縮天然ガス(第四類の危険物と混載する場合に限る。)

三 内容積百二十リットル未満の容器に充てんされたアセチレンガス又は酸素ガス(第四類第三石油類又は第四石油類と混載する場合に限る。)

【火災予防条例(例)(抜粋)】

(指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準)

第三〇条 法第九条の四の規定に基づき危険物の規則に関する政令で定める数量(以下「指定数量」という。)未満の危険物の貯蔵及び取扱いは、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

二 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、常に整理及び清掃を行うとともに、**みだりに空箱その他不必要な物件を置かない**こと。

<危険物と日用品を同時に積載する場合の整理>

	関係規定(抜粋)	日用品との関係	対応・措置
②運搬	類を異にするその他の危険物又は災害等を発生させるおそれのある物品(高圧ガス)と混載しないこと。(政令第29条第6号、省令第46条、告示第68条の7)	日用品との混載の制限なし。(内容積120ℓ以上の高圧ガスなどを除く。)	危険物と日用品との混載(同時積載)については、特段の問題なし
③移動タンク(移送)	<p>○みだりに空箱その他の不必要な物件を置かないこと。(政令第24条第4号、火災予防条例(例)第30条第2号)</p> <p>○貯蔵所においては、危険物以外の物品を貯蔵しないこと。(政令第26条第1項第1号)</p> <p>※貯蔵禁止の例外(省令第38条の4第2号)</p> <p>移動タンク貯蔵所について定める危険物以外の物品(合成樹脂類等若しくはこれらのいずれか若しくは法別表第一第四類の項の品名欄に掲げる物品を主成分として含有するもので危険物に該当しない物品又は危険物に該当しない不燃性の物品(貯蔵し、又は取り扱う危険物若しくは危険物以外の物品と危険な反応を起こさないものに限る。)を構造及び設備に悪影響を与えないよう貯蔵する場合</p>	<p>○原則、危険物以外の不必要な物品(日用品等)の貯蔵は禁止</p> <p>○構造及び設備に悪影響を与えないよう貯蔵</p>	<p>○日用品を伴う移送については、運用の補足が必要</p> <p>○危険物の積載部分と日用品の積載部分との区画方法等の整理が必要</p>

日用品を積載する場合の留意点

- 移動タンクで貯蔵・取り扱う(容器入り危険物の運搬を含む)危険物の種類(灯油、軽油、ガソリン等)の検討
- 移動タンクにおいて、ガソリン等引火点の低い容器入り危険物を同時に貯蔵・取り扱う場合の引火防止対策(電気設備の防爆、静電気対策、火気対策)の検討
- 容器入り危険物、日用品の積載方法(構造、材質、区画方法等)

③【日用品↔移動タンクの関係】

- 日用品を伴う移送については、**運用の補足**が必要
- ニーズの詳細な把握
- 試験車両を作成し、**実証実験**が必要

実証実験

- 日用品の積載方法(構造、材質、区画方法等)
 - 混載禁止物品
- 等

①【移動タンク↔容器入り危険物(運搬)の関係】

- 運搬と同様、**混載に関する制限**等について**補足・整理**が必要

実証実験

- 混載禁止(第1類、第6類、内容積120ℓ以上の高圧ガス類)
 - 容器入り危険物の積載方法(構造、材質、区画方法)及び容器の積み重ね高さ
 - 危険物の種類
 - 引火危険対策(電気設備の防爆、静電気対策、火気対策等)
- 等

②【日用品↔容器入り危険物(運搬)の関係】

- 危険物と日用品との混載(同時積載)について、**特段の課題・問題なし**

